

「事業体の継続・発展のために（中間報告）」の概要

平成 13 年 8 月

中小企業庁

今般、中小企業庁では、長官主催の「事業承継・第二創業研究会」（座長：品川筑波大教授）を開催し、約 2 か月間に 6 回の集中的な審議を経て「中間報告」を公表した。その概要は、以下のとおりである。（本件は同時にパブリックコメントを募集することとしている。期限は 8 月 20 日（月）。詳細は、経済産業省ホームページ：<http://www.meti.go.jp/feedback/index.html>参照）。

1．検討の趣旨：

全国 5 百万の中小企業は、継続事業体（ゴーイング・コンサーン）として価値を生み出している。

一方、経済環境・金融情勢の悪化、キャッシュフローの不足、経営者の高齢化、後継者に関する意識変化など、中小企業を巡る状況は一段と変化してきている。

かかる情勢に鑑み、我が国経済の活性化・構造改革の進展のために、我が国経済の中核である中小企業という「継続事業体」の発展・成長を如何に図るか、その課題と対応の方向を多面的に検討したものである。

2．検討内容とその概要：

事業体の将来に対する「経営者による明確な経営戦略」の重要性
経営者の戦略策定を支援する機能・体制の充実を図る必要がある。

後継者育成の重要性と具体策

経営者を育成する教育機会の充実が必要である。

新たな変革・発展としての「第二創業」

現実に、事業承継者の4割が新分野へ進出。

第二創業者の経営革新を支援する方策の強化が必要である。

M & A、MBOによる事業体の発展

親族だけが事業の担い手と考えるべきではなく、適性・能力のある者が継続事業体を発展させていく時代。

M & Aなどに関する経営者の一層の理解促進が必要である。

相続税を巡って

相続税の負担感（規模が大きい層では、7割が「負担」と認識）

キャッシュフローが乏しい中で、過大な負担となる課税との意識が強い。事業体の継続・発展にも支障。

対応の方向（研究会における指摘）

- ・相続税・贈与税の税率構造の見直しの必要性。
- ・事業用資産・自社株式への、課税の軽減措置の必要性。
- ・継続事業体であることを踏まえた、事業用資産・自社株式の評価の見直しの必要性。
- ・物納・延納や評価における、実態に即した透明な実務の必要性。

民法を巡って（遺言、死因贈与契約の重要性など）

商法を巡って（相続人への売渡請求権、株式交換制度）

留保金課税を巡って（内部留保の蓄積を阻害しかねない留保金課税）

企業組織再編制度と関連税制の中小企業における活用の可能性

3．関心を有する各方面の御意見、コメントを期待。

本件問合せ先：経済産業省中小企業庁事業環境部財務課 定光、千葉
03-3501-1511 (内)5281～5284